

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成22年12月1日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

12月1日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	3
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	3
議案第71号所管分の審査	3
質疑（山崎雅数委員）	
議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、 議案第92号、議案第93号、議案第94号所管分、議案第96号、 議案第97号、議案第98号、議案第99号の審査	8
質疑（山崎雅数委員）	
議案第107号の審査	12
質疑（弘豊委員、本保加津枝委員）	
議案第75号の審査	17
質疑（弘豊委員）	
議案第80号の審査	18
議案第79号の審査	18
質疑（弘豊委員、嶋野浩一郎委員）	
採決	22
閉会の宣告	23

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成22年12月1日(水) 午前10時 1分 開会
午前11時46分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長	森内一歳	副委員長	嶋野浩一朗	委員	本保加津枝
委員	弘 豊	委員	山崎雅数	委員	森西 正

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
生活環境部長	水田和男	同部次長兼自治振興課長	杉本正彦
市民活動支援課長兼コミュニティプラザ館長	橋本英樹		
保健福祉部長	佐藤芳雄	同部理事	福永富美子
同部次長兼地域福祉課長	登阪 弘	同部参事兼国保年金課長	堤 守
同部参事兼健康推進課長	阪口 昇	同部参事兼介護保険課長	山田雅也
同部参事兼こども育成課長	稲村幸子		
地域福祉課参事兼地域包括支援センター長	川口敦子	障害福祉課長	吉田量治
健康推進課参事	前野さゆみ	こども育成課参事	船寺順治

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	野杵雄三	同局主査	湯原正治
------	------	------	------

1. 審査案件(審査順)

議案第 71号	平成22年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分
議案第 87号	摂津市立児童センター指定管理者指定の件
議案第 88号	摂津市立障害児童センター指定管理者指定の件
議案第 89号	摂津市立せつつ桜苑指定管理者指定の件
議案第 90号	摂津市立ふれあいの里指定管理者指定の件
議案第 91号	摂津市立みきの路指定管理者指定の件
議案第 92号	摂津市民文化ホール指定管理者指定の件
議案第 93号	摂津市立市民ルーム指定管理者指定の件
議案第 94号	摂津市立自動車駐車場指定管理者指定の件所管分
議案第 96号	摂津市立保健センター指定管理者指定の件

- 議案第 97号 摂津市立休日小児急病診療所指定管理者指定の件
議案第 98号 摂津市斎場指定管理者指定の件
議案第 99号 摂津市立葬儀会館指定管理者指定の件
議案第107号 摂津市立コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 75号 平成22年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第 80号 平成22年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 79号 平成22年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）

(午前10時1分 開会)

○森内一歳委員長 おはようございます。
ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、師走、何かとお忙しい中、民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本委員会では、昨日の本会議で当委員会に付託されました案件について、ご審査をいただくわけでございますけれども、どうぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

一たん退席いたします。

○森内一歳委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

議案第71号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方、山崎委員。

○山崎雅数委員 一般会計補正予算ということなのですが、まず、債務負担行為で、このあと指定管理者の指定については細かくまたお聞きしたいと思うのですが、この金額、3年間の決定の仕組みというか、いろいろ精査をさ

れたことだと思うのですが、この決定の中身をお聞かせいただきたいと思えます。

○森内一歳委員長 阪口参事。

○阪口保健福祉部参事 それでは、一般会計補正予算書の4ページに記載のございます、債務負担行為の補正額の決定の経緯につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、保健センター指定管理事業でございます。

これは平成23年度から平成25年度までの3年間で2億9,583万3,000円、年ベースで直しますと9,861万1,000円の限度額ということでお願いをしております。

今回、平成23年度以降の指定管理者の指定がえということで、第1次の指定管理者導入に関する指針の改訂版に沿いまして、これまでの指定管理者でございます財団法人摂津市保健センターを引き続き指定管理者にすることといたしまして、その間3年間の限度額を計上したものでございますが、その中身でございますけれども、保健センターにおきましては、平成20年度から制度化されました特定健診や特定保健指導と言います国保によります事業、それと健康増進法に基づく各種のがん検診事業、それと機能訓練事業のほか各種の健康相談、あるいは健康まつり等々の各種の教室を実施をしております。また、そのほかにも介護サービス事業者として、訪問看護ステーション、居宅介護事業所及び通所介護事業所としての事業展開をしております。

このうち介護サービス事業者として行う事業、訪問看護ステーション、居宅介護事業所、通所介護事業所につきましては、それぞれ各事業ごとに会計を設けまして、独立採算制で、その財源としては、介護保険料等からのいわゆる保険料収入

で賄うというふうな構造になっております。

今回、債務負担行為の限度額で2億9,583万3,000円を計上させていただいております保健センター指定管理料でございますが、先ほど申しました保健センターでの事業のうち、主に健康増進法に基づく各種のがん検診、機能訓練事業のほか各種の健康相談、教室の実施に必要な予算及びこの7月に摂津市駅前に立地をいたしました、新しい保健センターの設備の維持管理費に係る経費を計上させていただいているというものでございます。先ほどの特定健診、特定保健指導の事業の財源といたしましては、国保の健保収入を充てているというものでございます。

9,861万円の中身と申しますか、事業の支出先なのでございますけれども、これはくどいようですけれども、各種のがん検診、機能訓練事業のほか各種の教室に係る職員の人件費、それと検診時にピンポイントで雇用する医師、看護師等の人件費、それと医療消耗品等の物件費、事務所経費などがそれぞれ計算をいたしまして、3年間の人件費の増も見込みさせていただきまして、予算組みをさせていただいたところでございます。

先ほどの各種の事業展開、介護サービス事業者を除きます事業者、独立採算の事業を除きます、いわゆる市からの委託事業といたしまして、国保事業も含めまして、年間総事業費としては、およそ1億3,800万円の予算規模が必要でございます。

そのうち、健康事業として必要なのが9,588万4,000円ということになります。そのほかは国保指導収入だとか社保の健診収入、若年者健診収入などで賄われるということになっております。

先ほど、健康増進事業として9,588万4,000円といったことを私申しましたけれども、これに若干の人件費の増を見込みまして、3年間の限度額を計上させていただいたというものでございます。

続きまして、休日小児急病診療所指定管理事業でございますけれども、3年間で3,595万5,000円、年ベースでいきますと1,198万5,000円の限度額を設定いたしております。

休日診療所につきましては、昭和51年4月に開設をさせていただきまして、一貫して施設の管理運営を財団法人摂津市保健センターへお願いをいたしております。今回、引き続きまして、3年間包括的な管理の代行ということでお願いをしております。

経費の中身でございますけれども、年間通常ベースでいきますと年末年始の4日間も含めまして69日の開設ということになります。この間の医師の給与、薬剤師、看護師の給与を算定をいたしまして、それに、これに携わる事務所の経費、これは財団法人保健センターの職員が担っていただいております。それに年末年始のアルバイト、いわゆる看護職の増ということで予算組みをさせていただいております。

年間固定的に係る経費、いわゆる光熱水費等も含めまして、固定経費を合わせまして年間の診療所を維持する経費、先ほどの経費、医師の給与等も含めまして、これ予算ベースですけれども1,780万9,000円必要となってまいります。これに対しまして、私どもの委託料とそれと診療所ですので、いわゆる保険収入、医療保険からの収入、それと自己負担分がでございます。これを除きました、先ほどの総費用1,780万9,000円か

ら医療収入を除いた額、これは大体、平年ベースで1日10人程度の受診者ということで算定をさせていただいております。その結果、年間1,198万5,000円というふうな額になってございます。これを3年間計上させていただいたということでございます。

続きまして、斎場指定管理事業でございます。

これにつきましては、これも9,622万7,000円という額をお願いをしているわけでございますけれども、年ベースで3,207万6,000円ということになります。

斎場に関しましては、日々の斎場業務のほか光熱水費、それと燃料費、灯油の発注から支払いに至るまでの管理を代行していただいております。

中身でございますけれども、年間の予算の中身といたしましては、人件費として、およそ2,250万円、これは職員3名分の人件費、それと灯油代、あるいは電気代といたしました管理費が650万円程度、それと事務経費が240万円というふうなことで算定をさせていただいております。合わせまして年間3,151万5,000円という数字をお願いをしているというわけでございます。

それと、葬儀会館指定管理事業でございます。

これは3年間で1億1,773万2,000円、年ベースでいきますと3,924万4,000円の限度額を設定しております。

葬儀会館につきましては、ご承知のように元旦のみの休場と、先ほどの斎場も同じなのですけれども、1年364日の稼働ということで、一応これに対しまして、2名の管理公社からの高齢者職員で日々の管理業務を担っていただいている。

この2名の高齢者職員の人件費、これが711万円でございます。

それと、あと一番主なものは、電気代、光熱水費でございます。これのほか日々の緊急修繕とかいう管理費を含めまして、管理費合計が2,916万円ほど計上させていただきました。それにプラス事務経費、これも消費税も合わせまして296万円という積算をしております。合わせまして3,924万4,000円という計上額をお願いをしているというところでございます。

○森内一蔵委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 せっつ桜苑指定管理事業についてご説明申し上げます。

せっつ桜苑につきましては、介護老人福祉施設、それから短期入所生活介護、デイサービス、この3つの事業と老人福祉センター、合わせて4つの事業を指定管理者として実施していただくこととなります。

介護老人福祉施設、短期入所生活介護、デイサービスにつきましては、介護保険制度に基づく事業ということで、平成21年度決算及び平成22年度の現状を踏まえまして、今後も引き続き制度改正がないという前提の下で、介護報酬に基づく事業として金額を算出させていただいております。

また、老人福祉センターにつきましても、平成21年度決算、平成22年度の進捗状況等を勘案いたしまして、金額の設定をさせていただいております。

単年度におきましては、4つの施設を合わせまして3億7,344万2,000円でございます。これを均一で3年間掛けた額を今回、限度額として提案させていただきます。

○森内一蔵委員長 続いて、吉田課長。

○吉田障害福祉課長 まず、みきの路指

定管理事業でございますが、平成23年度から平成25年度の3年間で、6億6,893万円の債務負担をあげさせていただいております。

みきの路は、この平成22年1月1日に自立支援法の新体系の方の移行をいたしまして、施設入所支援の利用者は30名、生活介護の利用者が40名、短期入所の利用定員の方が5名という形で事業の方をさせていただいている状況でございます。

この3年間の間に自立支援法の制度の改正が見込まれておりまして、特に、平成24年4月1日以降、障害範囲の変更の方が、今国会の11月17日に厚生委員会の場で審議、決定しておりますので、その改正を見越しまして一定、現状よりも予算の方の増加の方が見込まれるということで、債務負担の方をあげさせていただいている状況でございます。

あと、障害者の支援の施設ということで、利用者の方が増えました場合、法律上、支援の職員の方を増やす必要があるということで、この債務負担の額の方を検討させていただいている状況で、現状から考えますと、非常に利用者の方が増えているというような状況がございますので、そこらの状況を勘案させていただいて、この3年間の債務負担の額にさせていただいている状況です。

特に施設入所支援の方は、入所ということで30名定員はそのままなのですが、生活介護の利用者の方ということは、通所の方が増えるということで現在、増加の傾向がございますので、そういうふうな状況で考えております。

次に、ふれあいの里指定管理事業ですが、ふれあいの里の事業の中身ですけれども、身障老人センターの事業がございまして、身障老人センターの事業の方は、

地域生活支援の活動の事業と老人センターとしての事業がございまして。

次に、この11月1日に多機能型の事業として移行しました、ひびきはばたき園の事業でございまして、就労移行支援事業、就労継続支援B型の事業、生活介護の3事業を行っております。

定員といたしましては、就労移行支援事業が12名、就労継続支援B型の事業が18名、生活介護の事業が21名という形で事業をしておりまして、これも先ほどお話いたしました、自立支援法の一部改正の状況が平成24年度に、具体的にまだ細かい中身の方が出てないのですが、見込まれますので、一定、債務負担の方を考えております。

あと、人件費の伸びと身障センターの方が昭和59年の施設でございまして、修繕費等の状況とかも見込みまして、債務負担の方を5億5,851万7,000円という形で考えさせていただいております。

次に、障害児童センター指定管理事業でございまして、債務負担3年間で3億2,091万3,000円という形で、債務負担の方をあげさせていただいておりますが、児童デイサービス、通称めばえ園の方と、知的の通所の訓練施設、通称つくし園の二つの事業を行っております。

これも障害者自立支援法の施設でございまして、先ほどのお話ありましたように、障害者自立支援法の改正の方が見込まれておりますので、それらの影響と人件費の伸び、あと修繕費の方を計上させていただいている状況でございます。

○森内一蔵委員長 稲村参事。

○稲村保健福祉部参事 児童センターについてお答えをさせていただきます。

債務負担行為3年間といたしまして、

8, 510万円を計上いたしております。これにつきましては、平成21年度の決算及び平成22年度の状況で、そこから人件費の若干の伸びと、それから修繕費を加えるというような形で、この金額というふうに算出をいたしております。

○森内一歳委員長 杉本次長。

○杉本生活環境部次長 市民文化ホール、市民ルーム及び小川自動車駐車場指定管理事業の債務負担行為といたしまして、平成23年度から平成25年度までの3年間で5億3,247万9,000円を計上いたしております。

これにつきましては、平成22年度予算ベースを基にいたしまして、3年間の経費を算定したものでございまして、なお、この中にはフォルテ301、303については摂津都市開発、その他の正雀市民ルーム、市民文化ホール、今度新たにできます、いきいきプラザも含まれますが、それから小川自動車駐車場については、施設管理公社の方に委託をいたしますので、その合計といたしております。概ね平成22年度ベースでございしますが、若干人件費の伸びは含んだものとして計算をいたしております。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 今お伺いしましたら、大体、市の方が主導というか、決算ベースなども入れて決められてきたというふうに聞こえるのですけれども、これ選定の指針とかによれば計画書なども管理者の方から出していただいて、指定の検討もされたということ yesterdayの本会議でも言われていましたので、このあたり、見積もりとか管理者側の方からどういったことがあがってくるのか。それともすり合わせたのか。その辺を聞きたいと思うのですが、要求額があつてするのか、それともこちらからこれをお願いすると

いう形なのか、どちら側からというとおかしいのですけれども、そんな形になっているのかどうかというのを聞きたいと思っております。

いわば、市の事業でやっていただくということで全部、本当に運営だけをお願いするという形であるなら、どこに指定管理者にするかということが、そういう検討をすること自体が何かおかしな話なのかなというふうに感じたりもするものですから、そのあたりをお聞かせいただきたいと思えます。

それから、修理の話も出ていました。修繕費ですとかこういったものが盛り込まれてなければ、緊急なそういったことが必要になれば、またこういったことも変更になってくるのか。その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○森内一歳委員長 阪口参事。

○阪口保健福祉部参事 そしたら、まず、後段部分の修繕の関係でございすけれども、私も健康推進課で所管しております4つの施設のうち葬儀関連の斎場と葬儀会館につきましては、緊急の修繕につきまして、目途といたしましては、平成18年度の指定管理者制度がスタートいたしました折に、団体と協議をいたしまして、およそ130万円未満の、いわゆる随意契約できるような額についてはかなり緊急性が高いということで、指定管理料の中で含めて緊急に対応していただくと。それ以上の大規模修繕になると、当然これは前年度、あるいは、その前々年度から当然予見できるというものでございすので、これについては市が責任を持って、直営予算で担っていくということでスタートしております。この考え方は今後とも維持してまいりたいと思っております。

それと、この額なのですけれども、私

ども先ほど申しましたように、古い施設で昭和51年から、メモリアルホールでも今年で10年になります。同一の団体、市の出資した団体に継続して担っていただいておりますので、事業そのものの中身につきましては若干の変更がありますけれども、それに要する費用につきましては、これまでの経験則からおよそ概算がはじけるといふうなことで、一応この限度額を算定するにつきましては、団体の担当者と協議をいたしまして、3年間に必要な経費を計上をさせていただいたところでございます。

○森内一歳委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 保健福祉部の所管をいたしております福祉施設関係、一括でご答弁を申し上げます。

この債務負担行為に至るまでの状態といたしましては、それぞれの団体から3か年間の期間の申請を受けているわけですが、それに際しまして、併せまして事業計画書を出していただいております。また、それと同時に、いわゆる3か年間の収支計画書というのをすべて市の方へ出していただいております。この審査に当たりますと、一定中身について協議をいたしておりますので、それが妥当なものかどうかという部分も含めて、ヒアリングをさせていただいた中で、一部収支計画については訂正をいただいたという経緯もございますが、基本的にはそれぞれの団体が3か年、いわゆる指定管理を受ける中で、この金額でというようなことでお出しいただいたというふうに考えております。

○森内一歳委員長 ほかの施設については、よろしいですか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 この指定管理者を決定する際に、事業所の収支計算もされて、

指定管理者とのやりとりの中で適正なものにしていかないといけない。プロパーいろいろあるのですけれども、過剰な見積もりみたいなものが出てきたのではいかんだろうなと思っはいるのですけれども、そういう意味で、指定管理者そのもののあり方というのは、またあとから話をさせてもらおうとは思っているのですけれども、ぜひ管理の方もしっかりとやっていただきたい。せつつ桜苑などもいつでしたか、誤飲の事件などもありましたから、密接に事業運営をしっかりと目を入れていていただくというかね、その辺の金額の算定から何から指導していただきたいなと思っておりますので、要望としておきます。

よろしく願いいたします。

○森内一歳委員長 ほかにも質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時31分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

続いて、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号所管分、議案第96号、議案第97号、議案第98号及び議案第99号の審査を行います。

本12件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 指定管理者を選定ということで、まず、全体的に指針が示されて、指定管理者をどうするかということで、なかなかこれまでの5年間指定管理者で、前のときも委託から指定管理者と

いうことで、ほとんど中身は変わらないというようなこともありまして、その間5年間検証もなかなか進まないというか、指定管理者そのものをどうしていくかという結論が出なくて、この指針になったのかなと思っているのですけれども、今後、指定管理者制度そのものの検証、どういったふうに考えておられるのか。

それから、その検証の中で、この指定管理者をどうしていくかというところで、選定基準とかこういったものをつくろうという形になっているのかどうか。我々はもう指定管理者は民間委託の前段階であって、民間委託というのはよくないよということを繰り返し言わせてもらっているのですけれども、どういうふうになっていくのかという、ここの考え方をまず聞きたいと思っております。

まず、児童センターなども私ら見ておりますと、職員の方とか子どもさんへの受けとかいうか、やっぱり人によって大分変わるんですね。こういったのが指定管理者がかわることによって職員がかわるとかいうような話になってくると、継続性とかいうのがどういうふうに担保されるというふうに考えるのか。特に障害児童センター、ふれあいの里、みきの路、今、通所を利用されている方が管理者がかわってしまえば、それこそ昨日まで面倒を見てくれていた方が明日からいなくなるとかいうような話になっては、これもおかしいことになるのではないかなと思ったりもするのですけれども、こういったことが3年延長ということで、その先に何が待っているのかなというのをお聞きしたいと思っております。

例えば、先ほど、せっつ桜苑なんかですと老朽化という意味では、桜苑などは非常に進んでいるのではないかと。さっきの修繕費用から何から、小さい修繕、

さっきも130万円までと結構大きいのですけれども、責任というのはいま管理側にあるというような、修繕はやるというような契約になっているというのも聞いたのですけれども、この先々の運営に対してどういうふうに考えておられるのか。桜苑などは老朽化の部分では何か手を打っていかないといけないのではないかなと思っております、そのあたりも聞かせていただければなと思っております。

あと、保健センターと休日小児急病診療所ですね。これも事業主体、いわばもう市がやっているのと変わらんと違ふかなと思っております、これを指定管理者でまた別にかえるなんていうことになると、非常に市の事業そのものが外へいってしまうというような話になってしまうのではないかなと思っております、これなんかは指定管理者にそぐわない。もう市がほんまに直営でやるべき問題なのではないかなと思っております。でも、だから、このあたりが3年後というか、整理されてくるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○森内一蔵委員長 トータルでですけど、老朽化による修繕費も入れて答弁できますか。

副市長。

○小野副市長 山崎委員言われていますように、5年間やってみて、いわゆる今のこの図書館のみ公募でお願いしております。それで、この5年間を見ていましたら、私、6月に言ったのですけれども、外郭団体等を守るとか守らないという議論は、当然その担当課と人間関係ができていますし、市と密接でありますから、その気持ちはよくわかると。しかし、やはりそれを守るとか守らないとか直営とか指定管理にするとかは別にして、内部

改革と経営強化策はどうしても要ると。
これは思っています。

それが基本的に余りうまくスムーズには、原部原課と当該団体の形では整理ができてこなかったというのが、もうこれも本会議で私申し上げましたけれども、それが一つであります。したがって、山崎委員が言われます中身そのものですね、私も否定しません。そういうことを含めて議会にも話をさせてもらったと思いますが、今求めているのは外郭団体に対して、第4次行革との関係もありますが、まず、業務改革、経営強化策の取り組みの考え方を求めています、できるだけ早くということで。それで、平成23年度に行政だけではなくて、その種の専門的なノウハウを持った方、また市民の参加ということも考えなければならぬと思いますが、この管理運営のあり方、選定などの公募、非公募のあり方の検討委員会を平成23年度には設置いたします。

それで平成24年度にその検討委員会の提言をもらった中で、市としての指針の第2次改訂版をつくるというスケジュールを今、予定をいたしております。いわゆる庁内だけではなかなか進まなかったということはもう事実でありますから、その中で我々は、ここで議論することは、昨日も議論出ましたが、図書館、図書センターの中身は、私が指定管理者の選定委員会の委員長をやっておりましたけれども、指定管理者からあいさつに来られたときに、こう言ったのです。例えば、図書館の指定管理について、議会全体は賛成ではない。文教常任委員会の議論を聞いていても心配されていると私も聞いておったと。それで、これは内部事務ではありませんので、すぐ市民に見えろと思えますよと、市民に。それが安かろう悪かろうということになったときに、こ

れは議会で紛糾するでしょうなど。

私どもはプレゼンを聞いて、おたくのところが一番いいと思ってやったと。私が求めておったのは、もちろん開館日数を長くすること。そして質がいいものをしてもらうこと。単価が安いこと。それから学校の読み聞かせとか学校図書との関係、学校現場との連携、公民館との連携、これをどう打ってこられるかと。それは一応ノウハウはもらいましたので、ぜひとも期待したいということをお願いしました。私はこれが一つは、一つのこの形を出しておりますが、今後、指定管理者をするかしないかの中身の大きなハードルになると思っています。

それで、もう一つは、私は他市の例を見ましたら、不特定多数が利用されている施設は公募されています。それで、福祉施設などの特定少数が利用するところは、非公募になっているというふうに見ております。それで大体わかっていたかかと思えます。だから、そういうことも見ながら、その形を決めてまいります。それで原則としては公募による選定を行ってまいります。例外として非公募の選定をします。これは基本であります。それで、これについては条例等で明記をするということの中で、今申し上げました福祉施設の仕分けが一つあると思えます。

それから、そのせつつ桜苑の問題につきましては、私この前、いきいきカレッジの学長は市長でありますので、たまたま市長は他の公務がありまして私が議長とともにまいりました。そのときに施設長から言われました。副市長、これを見てほしいと。相当傷みがきているというのは私は認めます。そうしますと、公設民営のこの施設を、公設でありますから市に責任があるわけですから、これはわ

かっていたことなのですが、これはいよいよよくなるべきものがもう近づいていることは間違いありません。したがって、この成光苑にお願いしている指定管理者をどうするのか、一つの視点は、私が思っているのは府下唯一の今、公設民営の施設であります。この辺をどう考えるか、市の財政との関係をどう見るかということも議論しなければならないと思っています。

したがって、これは余り引き延ばしはできないというふうに私もこの前、いきいきカレッジの学長代理として行ったときに、前田施設長に、見ていただけませんか、施設が相当傷んでまいりましたということでもありますから、この公設民営を公設公営とするのか、民に公募してお任せするのか、この決断はもうこの一定の時期がきたときには、しなければならないというふうには思っています。修理は必ずもう回ってきたなど、これは否定はいたしません。その中で、担当部の意見も聞きながら、成光苑の方の意見も聞きながら、一定の方向を示したいということでもあります。それで山崎委員の言われていた中身で、一つは、図書館流通センターの図書館がどういう運営をされるか、これが地域から大非難を受けることになるのか、それともいいよねと、公も頑張ってくれたけれども、なかなかさすがなもんだねということになるのか、これがうまくいかないかいくかによって、今後の原則公募と、公募選定がいくかいかの私は一つの試金石だというふうには見えています。

それはこの前に図書館流通センターが、選定委員長として私にあいさつに来られたときに、厳しい目で見られますよと、我々は期待しますと。4社のプレゼンの中身であなたところが一番だったんだか

らと。1社だけでこれぐらいあるんです。また、見てもらったらいいかもしれません。これぐらいのプレゼン内容を各社は持って来ていますから、すごい内容で4社とも持ってまいりましたので、そういうことも含めて、私が今申し上げた、平成24年度には第2次の、もう二度とこういうことで、またそのときになってからまだ決まっておらないことを、私は議会に対して市民に対して、私は非常に裏切る行為だと思っていますので、これは確実に議会にも報告しながら、23、24年度で第2次改訂版の中身まで持って行って、そのときに議会と十分な議論をさせていただいて、一定の判断ができるような内容をお示ししたいというふうには思っています。

今回のこれについてもなかなかお示しできてないのは事実ですから、そういうことで山崎委員の言われることも十分斟酌しながら進めてまいりたいというのが今、市として考えている基本的なスタンスでございますので、今しばらく時間をいただきたいというように思っています。また、具体的には、担当の方からございましたら申し上げます。基本的なスタンスはそういうことで考えてもらいたいと思います。

○森内一蔵委員長 細かいことはまた質問していただいたらいいと思うのですが、山崎委員、いいですか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 図書館の方は文教常任委員会をお願いをして、民生部分で言うと、先ほど保健センターとか休日小児急病診療所とか、非公募という話もだから3年後にすることで、整理がされてくればそういうことにもなるかと私は思っています。それこそほんまに民間どこにでも任せてもいいという話にはならない

分野だと、私もふれあいの里とか、お世話になったりはしていますけれども、こういった部分、整理されることを期待したいと思うのですけれども、経営強化策と言われましたけれども、公の施設の運営ですし、福祉分野でもうかる仕事では絶対ないわけですし、それこそ経済効率を優先してしまって、どういった事業ができるかということを見ると、余りそぐわない分野なのかなと思っています。

当然、無駄を省くというのは、これはもうあってしかるべきなんでしょうけれども、経営効率でもうけようとかそういう話では、特にこの民生部門の公の施設を、福祉の分野をお願いしているところでは、そんなに追求はできるものではないのではないかなと私は思っています。

そういったことも含めて、第2次の改訂版をつくっていかれるということなのですけれども、ぜひとも福祉分野、市の責任をしっかりとって運営できるということ、やっぱりまず第一に考えてつくっていただきたいなと思っております。ですから、実質それこそ今までの状態と変わらないと言ったらおかしいですけれども、延長ですから、別に特段ここがいかんかったやないかというところがなければ、いいかとは思っているのですけれども、桜苑の事故ですとかそういったこともありますから、そういうところもしっかり市が責任をある程度持てるような福祉サービスをしていただければいけないと思っておりますので、よろしく願います。要望で結構です。

○森内一歳委員長 ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時47分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

議案第107号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方、弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、議案第107号について伺いたいと思います。

今回、コミュニティプラザのコンベンションホール、ここの利用に当たって、カラオケ装置を新たにつけ加えるという、この条例の改正になっているわけですが、今年7月にオープンして、これまでコミュニティプラザの運営にかかわってもさまざまいろいろと、まだ始まってからのいろんな使い方と言いますか、内部での議論もあったかというふうに思います。

私、一つ目に伺いたいのは、このカラオケ装置については、今回ここに付け加えるということですが、このもの自体はもともと準備されていて、それが使えないという状況であったのかどうか。また、当初、利用の中で使いたいというようなことで申し込みがあったけれども、使えませんよというようなことであったように伺っておりますが、この間の市民の方からの声と、それに対してどのように対応されてこられたのかと、この点について経緯も含めて聞かせていただきたいというふうに思っております。

加えて、この際ですので、そのほかにもいろいろとホールにかかわって要望なども出されて、議論されているかというふうにも思うのですけれども、こういう要望があったというようなこととか、それで現状ではできませんというようなことで断っているというようなことについて、どういうものがあるのか、また今後

はどうされようとしているのか。関連になるかもしれませんが、お伺いしたいと思います。

○森内一蔵委員長 橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 まず、もともとカラオケ装置を準備していたのかという点につきましては、コミュニティプラザの建設経緯に当たって、産・官・学・市民の交流拠点として位置づけられて、市民の皆さんの活動の場を提供する施設として取り組んでおりますが、3階のコンベンションホールは今まで市民の皆さんのいろいろな期待の中で運営してまいりました。今後、飲食を伴うパーティーなども可能でして、市民の期待は大きなものがあります。特に娯楽として、またいろいろな集会として、パーティー、宴会でのカラオケに対する要望も強くその中で寄せられておりました。市民の皆さんの要望に応える分、にぎわいを創出する観点等がありますので、そのような中で新たに組み込んだものでございます。

続きまして、当初から使えないという点でございますが、ご存じのとおり建設の経過、あと建築の状況等によりまして、カラオケ装置は、3階ホールでの使用を考えておりますが、若干、2階に音漏れの状況もございます。そういった点の検証作業を開設後も引き続き続けておりました。その中での対応でございます。

引き続き、現状ではできない点等につきましては、いろいろなホールを利用される形態がございます。通常の講演会、集会等をされるケース、舞台がありますものですから発表等をされる内容等もでございます。その中で、やはり事前確認を詰めながら、音の影響等も確認しながらの対応を今後とも続けて、適切にお互いさまという観点を含めての利用をされる施設を目指して、取り組んでまいりたい

と考えております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 今のお答えを聞きましたら、このカラオケ装置にかかわっては、新たに入れるというようなことで理解しているわけですね。

これまでのいろいろと寄せられる声などを聞いていましたら、申し込みのときに、こういうようなことで使いたいよと言ったけれども、できませんと断られてきたというような方たちが何人かおられます。今回こういう使えるようになったことについては、いろいろと利用の幅が広がって、これは大変市民の皆さんにとっても喜ばれていることだというふうに思うわけですが、経過を聞く中で、府会議員の後援会でこれをやりたい、それから、そういうので使えるようになったというふうなことが、もう複数の方からそういうふうなことで聞いているわけです。市民の方が言ったときには、だめだというふうなことが、そういう方が言ったら使えるようになるのかと、そういうような一部声も聞いていて、それはちょっと手続的な問題、また、理解としてはぐあい悪いのではないのかなというふうなことも感じました。もちろん私どもとしても、いろいろと市民の要望に応じていくということではお願いもしていくわけでありまして、その辺のところの経緯を確認しておきたいなというふうに思っております。

あと、今後の問題につきましてはですけども、音漏れは一定ありますよというふうなことであります。例えば、ほかの音楽にかかわるような教室、コンサートなんかも含めて、ミニコンサートとかコーラスやピアノ、いろいろとあるかと思うのですが、そうしたものについては引き続きやはりだめなのかな、どうな

のかなというふうなことが気になる部分と、防音については、施設としてそういう設備になっていないということで、当初カラオケについても問題かなというふうなことでできたかというふうに思います。今もう施設もできてしまって、3階と2階の間でも音漏れというようなことでありますから、随分音の部分にかかわっては、建物自体が対応できてないのだなというふうなことも認識するわけですけれども、今後、防音の面ですね、そうしたもののについて、お互いさまというふうなことももちろんあるかというふうに思います。会議をしていて隣で音が聞こえてくると、許容範囲と言いますか、やれますよというふうなことももちろんあるというふうに思いますけれども、何らやっぱり手を打たないというか、考えがないのかというふうなことについては、この際ですから、その考えについてもお聞かせ願えないでしょうか。

以上、質問です。

○森内一蔵委員長 橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 音漏れ等の対応の状況を報告させていただきますと、カラオケという音の検証につきましては、6月からいろいろ取り組んでおりました。その中で実際に測定する中で、会場の方で90デシベル以上を発生した場合に、階下にどの程度漏れるのかと言いますと、大体40から50デシベルの間です。ただ、このカラオケというのが聞こえます部分については、歌、歌唱という部分も伴います。その歌唱の部分が頭をよぎることによってのちょっと気が散る点等が発生するのかなと、通常のコーラス、音響等に関してはちょっと音楽が漏れ聞こえるなど、言いますのは40デシベル、50デシベルという範囲ですが、図書館とか静かな住宅の昼間の音等でございま

す。2階の会議等の内容によっては十分耐え得るケースもありますし、そうではなくて講演会等しっかりお話を聞きたいときに、雑音と言うたら申しわけないですけれども、その音を紛らわす、会議を紛らわす状況も発生していますので、その音の発生する時間等をきっちりホールを利用される方とも調整をしながら、また2階を利用される方にも調整をしながらの貸し館を目指しております。

あと、音漏れ対策等につきましては、また今後そういうふうに測定をしながら、できる方策を検討していく中で対応してまいりたいと考えております。

○森内一蔵委員長 小野副市長。

○小野副市長 府会議員云々の話でございますが、私これも当初にかかわっておって、当初は今、橋本課長が言いましたように、あそこはご存じのように、新年互礼会とか企業等が集まってとか大きなものはできないということの中で、これは一応基本的なものでございました。したがって、そういうことでカラオケということは、当初その想定は確かに入れておりませんでした。ただ、私もオープニング式典等を終えて、特に市長の方でやっぱりそういう形の希望が多かったことが一つあります。それは考えなあかなということ協議をいたしました。

もう一つは、レストランとの問題があるというふうに見ています。それで、まだ現在調整いたしておりますけれども、レストランが確実に赤字になると、赤字はどれだけ減らせるか、黒字には無理というようなことはわかっておりました。公共施設のレストランはそうでございますが、そういう市民要望の問題とカラオケ等ができない。それで楽しく歌えるものがないと、それならコミプラを使わないでおこうかと、こういうことも出てま

いりますし、市民のニーズとそれからコミプラのレストランをどうやってうまく使っていただけるかと、この二面がございましたので、最終的にこれは置いていこうと。ただ、私ども言っておりましたのは、何もボリュームいっぱい歌わなくてもいいんじゃないかと、最大音量にしないで、それはもう少し半分ぐらいに絞って、別にプロが歌うわけではないわけですから、本当に半分ぐらいのボリュームで、そのかわりちょっといい機械を置いてボリュームを調整して、その辺の影響をよくよく見ながら、これから運営していこうかと。それがもしも、その状況によっては、また議会の議員なり市民の方、使われる方等によってはまた一度考えてみよう、だからボリューム10を5ぐらいに絞っても十分楽しんでもらえるように、橋本館長、その辺は十分理解を得られるようお願いをする、使用については、ボリュームを5ぐらいに調整してくださいとかいうことで、まず楽しんでもらおうと、それでレストランのほうも使っていただくということでございまして、オープンするときからこの話ございました。そういうことの中で一定の判断をさせていただいたということでございまして、府議云々の問題は全くらち外でございしますので、それは別個の問題だというふうに考えております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 はい、わかりました。

今回のこの条例でコミュニティプラザの利用にかかわって、一つ新しくというか、利用の幅が広がるということでもあります。

このコミュニティプラザが市民活動支援の拠点というようなことでは、本当にやっぱり副市長が言われるようにたくさんの方に使っていただいて、そこがまた、

いろんな活動もそうですし、今の市のまちづくりについても、本当にプラスになっていく、そういうふうになっていくように。なかなか建物自体が使い勝手が悪いというようなことについて、いろいろと聞くわけでありませけれども、そうであってもこれから改善できる部分については大いに前向きに改善していくというようなことは課題になっているのかなというふうに私どもも思っております。

引き続き、市民の皆さんから寄せられている要望を、よくよくやっぱり検討もしていただいて、一つでも二つでもその活動の幅、利用の幅、もっとそのコミュニティプラザが活気あふれる、そういう施設になっていくようにと、このことを要望しておきたいというふうに思います。

○森内一歳委員長 ほかに。

本保委員。

○本保加津枝委員 ただいまのご質問で、ご答弁もされておりましたけれども、もう少し、このカラオケセット等について、またコミュニティプラザのこの使用のあり方について、お尋ねをしたいと思えます。

このカラオケセットですけども、今、副市長のご答弁の中にありましたけれども、良いものを入れて、音量調節もできるような精度のいいものをセッティングしたいというようなお話もありました。この価格帯ですけども、どれぐらいのものを設置をされる予定をされているのかということと、この3,000円ということで一式使用料が設定されていますけれども、これについて、こういった基準で、この設定をされたのかと、また機種を入れられるのであれば減価償却等があると思うんですけども、その料金設定の基準の根拠について、お聞かせをいただきたいと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

また、あとこの今回、コミュニティプラザと保健センターとが新設をされている状況の中で、市民の皆さんから、まだちょっと後ろのマンションが建設中ということもありまして、非常に場所がわかりにくいということで、まだもう少し年数がたてば、マンションもまた完成して周辺の整備がきちんとなされれば、わかりやすくなると思うんですけれども、現状でも駅の例えばホームからも非常に立地条件のいい場所ですので、電車でも通って、例えば表示看板がしっかり設置をされていれば、ここにこういう施設があるんだなということが近隣市の方でも電車を通るたびに、また摂津の方も当然ですけれども、わかりやすく、また利用してみようかなというふうに考えていただけるかなと思うんですけれども、環境等のこともあると思うんですが、周辺からできるだけ見えるような表示ができないものかどうか、この点についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

あと1点は、駅前で非常に利便性の高い会場であります。言うまでもなく、市民の皆さんはこういうところがあったらいいなというような思いが実現をした施設であると思うんですけれども、この3階の今、話題に出ておりますコンベンションホールのこの使用についてですけれども、カラオケもさることながら、音楽団体等から入場料がとることができない、有料で、こちらのほうの利用をして、行事を開催したいというような要望もあるわけですけれども、こういったことについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○森内一歳委員長 橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 それでは、まず予定しておりますカラオケの機種と導入経費等でございます。

カラオケ機材、今、主として本格的な業務用の通信カラオケですと非常に高価な価格のものもございます。一方で家庭的な機種もございます。その中で使用に過不足がなく一定の曲数があるタイプのものをと考えております。その中で今回、導入方法ですが、中古機種等もございます。そういったケースで十分なメンテナンス対応ができる部分と、できるだけ安く導入をする中で利用していただけることも検討段階でございます。

あわせてまして使用料でございますけれども、これは近隣でカラオケを導入されている施設を調査いたしました。吹田市、高槻市、茨木市などで、その平均として利用状態としてうちの実態に合わせまして2, 600円でございます。その中では、今後、導入経費といたしますか、カラオケ装置で曲数の更新等も行っていかなければならない。そういったときには曲の情報提供料が維持費としてかかってまいります。その維持費を一定額賄っていただける金額としての3, 000円を設定いたしました。

先ほど申しましたカラオケの購入金額ですが、100万円前後するものをできるだけ安くと今、考えております。この予算額につきましては、当初、備品等の導入経費の若干、執行差金等がございます分、追加執行をしたいと考えております。

次に、コミュニティプラザですが、駅からおりられて、ロータリー等からも場所がわかりにくいというお話です。

現在、まちづくりを担当しました都市計画課とも調整し、障害者団体さんからも要望を聞いている中での調整を進めているところでございます。実際に駅をおりた時計塔から入り口のところあたりでも全体図、いわゆるコミュニティプラザ

を含んで警察までもわかりにくいというお話もいただいている中で、できるだけ周辺、公共施設を案内できる地図等の表示を考えております。

最後に、入場料等の考え方でございます。当施設の利用に当たりましては、営利等ができない規定は設けております。その営利等の関係等になるんですが、入場料等の表示をして、営利がオーケーなのかというイメージを出すのも一つ施設運営の今後の検討課題になってきます。

ただ、音楽団体さん、そういう芸術、育成等の観点もあります。そこらはどんな形で営利じゃないよという部分をお示しできるかも今後の課題の一つなのかなと、考えている部分でございます。

○森内一蔵委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 この議案第107号に関連をいたしまして、お聞かせをいただきました。ありがとうございました。

市民の方が非常に期待度の高い施設でございますので、ただいまご答弁にもありましたように、営利等含めて、どのような表示をすればいいのか、また今後の方向を考えていきたいというご答弁をいただきましたので、ぜひご検討をいただきたいと思っております。

なかなか、この部分だけ出てきましたら部分的にコミュニティプラザ、この条例改正をされていかれますと、全体像が方向的にどちらの方向にいくのかということか、ちょっと見えにくくならないように、今後もしっかりとこのコミュニティプラザ、市民の皆さんが喜んで活用して、大いに下にレストランの赤字解消のための一助としたいということで、このカラオケセットもセッティングをされる予定ということで、こちらのほうも、やはりそういったお考えの中で、ぜひ一般市民の方、また各種団体がしっかりと活用をし

ていただけるように今後とも考えていただきたいと思いますので、要望としておきます。

○森内一蔵委員長 ほかに、質問ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。

議案第75号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 今回の補正予算では、基盤安定繰入金の部分歳入として2,587万というようなこと、雑収入のほうで減というようなこと、大きくはいろいろとこの間の決定した金額の精査みたいな形になるのかなというふうに理解しているんですけども、この国保会計の今年度の見通しといたしますか、そういったものが今の時点では、どのように考えておられるのか、年度末までにはまだお時間あるかと思うんですけども、少し参考に聞かせていただきたいと思いますと思っております。

○森内一蔵委員長 堤参事。

○堤保健福祉部参事 今回、補正4号によりまして、基盤安定等の歳入が増加したことから、諸収入におきまして1億86万円の減額をさせていただいております。

今年度の見込みということでございますが、まず、補正2号で療養給付費交付金の過年度精算金を約1億6,000万円計上させていただいております。

21年度の医療費については、積算において医療費を少し過大に見込んでいた傾向がございまして、今年度末におきまして約9,000万円ぐらいの療養給付費負担金の精算が発生する見込みになっております。したがって、過年度の精算金で2億5,000万円程度の返還が生じるものというふうに考えております。

今回、約1億円の雑収入が改善されたわけでございますけれども、それを入れましても残り1億5,000万円が赤字要因として残っております。ただ、21年度の調整交付金につきましては、決算におきましても、1億5,000万円ぐらいふえておりますので、22年度におきましても、もしそれがあればその分がある程度、解消できるのかなと思っております。しかし、今、申し上げました基盤安定等は、保険料が減っているということで交付が増になっておる部分でございます。保険料の調定額が、21年度当初と、22年度の当初の比較で約1億8,000万円ほど減っております、そういったことも勘案していきますと、22年度も決算において赤字が出るものと考えております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 この間、国保会計の見通しのことで言いましたら、今、いろいろ調整交付金等々の関係で、21年度については、年度末にグッと変わって私たちも驚いたというようなことであったわけなんですけれども、この間、この22年度の見通しでいいましたら、先ほどの答弁で赤字が残りそうだというふうなことであります。累積赤字としても随分と残っている中で、国保財政も厳しい状況にあるわけです。

また、大きな動きでは府のほうでいろ

いろとまたありますけれども、ただ、広域化にすれば解決するような問題でもありませんし、改善のためには大きくやっぱり国のところで制度そのもののところをしっかりと手だてしていかないといけないというふうに感じております。

この市町村国保ということで、頑張っているわけでありますから、また事あるごとに、またいろいろと情報も教えていただいて、今後の見通しについてもしっかりと私どもも把握していただきたいというふうに思っております。

このことだけ申し上げまして、私からの質問は以上です。

○森内一蔵委員長 ほかに質問のある方、ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時21分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。

続いて、議案第80号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時22分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。

議案第79号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 議案第79号にかかわってですが、今回、歳出の総務費、介護認定審査会費の中で補正では、289万8,000円の増額補正というようなことになってます。この補正前の額と比べても1割弱のそういう増加であります。説明の中では主治医意見書作成の手数料というようなことをお伺いしておりますが、この手数料、大体お一人あたり幾らになっていて、今回、大体何名分を補正になるのかというようなところをお聞かせいただきたいのと。

どうして今回、これだけこの介護認定を受けられる方がふえてきているのかというようなあたりの担当課としての見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○森内一蔵委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 主治医の意見書作成手数料につきましては、区分がございまして、単価は新規申請の場合、在宅にいらっしゃる方が1件あたり5,250円、施設入所の方が1件あたり4,200円、更新の申請の場合は、在宅の方が4,200円、施設入所の方が3,150円ということで決まっております。

当初予算では、年間トータルで2,490件、月平均にしますと約208件を見込んでおったわけなんですけれども、今年度に入りまして、5月ぐらいからかと思うんですが、新規の申請が増加傾向にございます。新規の方については、また半年間で有効期間が切れますので、また更新ということで、更新の申請もふえてくるということで、上半期の実績でいいますと、1か月あたり約250件の主治医意見書の支払いが出ております。

最終的には、当初予算の1.2倍以上の支出が見込まれるということで、今回増額の補正をお願いいたしました。

申請件数が見込み以上に増加した原因ということで、さまざまの要因が考えられるんですけども、決算審査のときにも少しこういう議論があったかと思うんですが、一つには介護保険制度が浸透、定着してきたということで、利用される方がふえておるのかなということで、特に住宅改修の部分ですね、これを希望されて新規に申請されるという方が増加しております。

それから、これはもともと見込めておるのかもしれませんが、75歳以上の方、いわゆる後期高齢者の方の増加が本市においてもふえておることと。

もう一つは、この夏の猛暑で体調を崩されてご入院されて、その後、介護が必要というような方もふえておるのではないかと考えております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 当初の見込みで、介護認定を受けられる方を2,490件というようなことで考えてたというようなことでありますが、これまでの摂津の介護保険で見ましたら21年度、介護認定者数見ましたら2,313名。介護保険制度始まった平成12年では1,100名から、年々100名なり、200名なり増加して当初よりも倍というようなことになってきたわけでありまして、今年度、2,490件で見込んでましたけれども、さらに今回289万円の補正で、これは人数に直しましたら、単価のそれぞればらつきがあるというようなことでありましたが、私も5,000円程度というようなことで見ております。それで見ましたら大体500人ほどになるわけですかね、単純に新たな補正の金額を人数で割りましたら。それよりもまだまだ多くというようなことでありますから、過去にない急激な認定者数の増というよう

なことになっています。

その原因の部分が、定着してきたからかなというようなこと云々では、もう一つ理解の段階で私どもとしても状況として、ああそうなのかと納得いくようなそんな感じでもないわけです。

ことしは、とりわけ介護保険が始まって制度10年というようなことで、いろいろアンケート調査を行われたり、ニュースや新聞、テレビ等々でも出ていることももちろんあります。また、この間の国会の中、また厚生労働委員会の中でもこれからの介護保険を考えていったら、さらに不安になるようなそういうニュースが続いているわけでありましてけれども、摂津の介護保険のこれからを考えていく上でも、ことしの認定者数の伸びと申しますか、これから介護保険制度にかかわって、利用されていく方の動向はしっかり見ておきたいなというふうに私どもも思っています。

そういった点で、ちょっと細かくなるかもしれませんが、介護認定者数の中で要介護の方、要支援の方、それぞれまたあるかと思うんですけれども、そういったものはまだまだ今の段階では、ことし受けられてどういう状況になるかというようなことは、わかりにくいかと思っておりますけれども、その辺の傾向と申しますか、要支援の方がたくさん今回受けるようになったというふうなことなのかどうか。介護は必要とされている方がふえているのかどうかなど、もし今の時点でわかるようであれば、お聞かせ願いたいというふうに思います。

○森内一歳委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 認定者数の傾向ということなんですが、新規の方と更新の方に分けてというような資料は持ち合わせておりませんが、例えば新規、更新

あわせて、この4月当初の要支援の方が632名、これが10月末時点で666名ということになっておりますので、34名の増です。

それから、要介護の方、これが4月末時点で1,699名、これが10月末時点で1,754名ということで、55名の増ということになっております。

率からしますと、若干、要支援の伸びのほうが多いのかなということでございます。

特に、新規の方、先ほども言いましたように住宅改修で手すりとか段差解消の希望という方が新規の方、多い傾向になっておまして、そういう方々は介護度からすると比較的軽い方が多いような傾向は感じております。

それと、急にふえた理由、先ほど幾つか申し上げましたけども、確かに意見書の数イコール認定者数とか申請者数、イコールにはならないんですけれども、例えば、最近の傾向を見ますと20年度1年間で申請件数が2,840、月平均にしますと237件の申請でした。

21年度、これが若干減ってまして、2,613件で、月平均が218件でした。ところが22年度に入りますと、ふえているのが22年3月ぐらいからふえておるんですが、22年3月、4月が大体240件前後の申請がございまして、22年5月以降が270件前後、この7月とそれから9月には300件ほどの申請が出ております。これは新規も更新も合わせてです。

これがなぜなのか、はっきりとした理由というのは把握できておりませんが、今後もやはり申請の数はふえてくるものだと思います。

それと制度的なことにはなるんですけれども、有効期間が6か月の方、1年の

方、2年の方がいらっしゃいますので、単純に1回申請、認定受けられた方がその分が次の申請にのっかってくるということではなくて、ずれてきますので、なかなか年度によって、月によって変動ができてくるというようなちょっといたし方ない部分かなと思っております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、状況としては、今の説明いただいたとおりだなというふうに理解しますけれども、やっぱりそうなっているように、やっぱり、ならざるを得ないようなそういう状況なのかなというようなことについては、引き続き担当のほうでも分析もしていただいて、これからの次年度以降のさまざまな計画の中にも生かせるようにしていただきたいというふうに思います。

大きくこれからの介護保険制度、このままいったらもたないよ、みたいなことで次の制度改定の議論なんかがされているのかなというふうなことを思うわけですけれども、今、数字だけ聞かせていただいて、それで中身については、よくわからないというふうなことでは、なかなかそれではぐあいが悪いのかなというふうに思っております。

検討されている政府の機関とかがどういう状況をつかんで次の計画、改定していくのかというふうなことについても、しっかりと見ていかないといけないというふうに思ってますし、それに対して市町村のほうでも対応していく、また逆に声を挙げていく、そういうようなことも含めて、また取り組んでいただきたいなというふうなことを申し上げまして、私からは以上とさせていただきます。

○森内一蔵委員長 ほかに質問ないですか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 弘委員の質疑の中で、課長からも答弁いただきまして、よく内容はわかりました。

特に新規での申請がふえているということで、内容についてはもうちょっと私は調べる必要があるんじゃないのかなというふうに思うんですね。

つまり、実際に介護認定を受けられる方、もしくはそのご家族の方が自発的にといいますか、一度介護認定を受けてみようということになって、ふえてきたのか、あるいはかかりつけといいますか、医療機関のほうから、一度受けてみたらどうなんですかというふうなお話があって、結局、新規がふえたのかということについては、一度、私は調べる必要があるんじゃないのかなと思っています。

というのは、せっかくこの介護保険という制度を運用しているわけですから、実際に介護認定を受けられると、サービスを受けられると言われる方が、認定を受けないばかりに、サービスが受けられないという状況を避けなあかんと思っておりますので、そこら辺のしっかりと調査があって、本当に介護保険というものが浸透しているのかどうかということのパロメーターになるんじゃないのかなと思っておりますけれども、その辺については、内容は把握されておられるのか、まずはお聞きをしたいと思います。

○森内一蔵委員長 山田参事。

○山田保健福祉部参事 新規申請の方の状況ということなんですが、これは統計的にとっておるということではございません。窓口でのお話であるとか、代行申請もございません。ケアマネジャーさんが書類を持ってこられる。そういう場合もあるんですが、その中のやりとりの中でお聞きしている範囲ということになります。

その中で先ほどもお話あったように、最近の傾向としましては、主治医の方から、申請を勧められるというようなケースがふえておるといのが現場の感触としては持っております。

大体、今まで先ほどちょっと数字を出しましたけども、20年度、21年度が新規の方は、月平均大体60人ぐらいの方だったんですが、最近の傾向を見ますと80人とかいうような形で増加しております。やはり聞きますと主治医の方の勧めというのが多いようなことで、今後、分析ということですので、もう少し内容を詳しく検証はしていく必要があるかなというふうに考えております。

○森内一蔵委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 感覚として、主治医の方からのアドバイスといいますか、ご助言によって、認定を受けられるケースが多いんじゃないかというようなお話でありまして、それであるならば、私はこの制度が浸透したということにならないんじゃないかなと。つまり、ご家族の方から、自発的に声が挙がってくるということになっていくと、制度の浸透ということになるのかなと思っておるんですけども、そういうわけではないんじゃないかなというふうに思っています。

先ほども申し上げましたように、本来は、認定を受けるとサービスを受けられるという方に対して、もれなくと申しますか、表現は適当ではないかもしれませんが、そういうことがやはり制度を運用している側からすると、やはり私はそういうことに沿っていくべきだろうと思っておりますので、今後、もう少しそこら辺のことを調査していただいて、この制度が生かされるように工夫をしていただきたいなということを要望として申し上げたいと思います。

○森内一蔵委員長 ほかに質疑はないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時43分 再開)

○森内一蔵委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一蔵委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第71号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第79号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第80号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第87号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。
議案第88号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。
議案第89号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。
議案第90号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。
議案第91号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。
議案第92号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。
議案第93号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。
議案第94号所管分について、可決す

ることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。
議案第96号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。
議案第97号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。
議案第98号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。
議案第99号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。
議案第107号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手する者あり)

○森内一蔵委員長 全員賛成。
よって、本件は可決すべきものと決定しました。
これで本委員会を閉会します。
(午前11時46分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

民生常任委員長 森内 一 蔵

民生常任委員 森西 正